

株式会社ポケモン等と連携した観光誘客・周遊促進企画にかかる プロモーション業務 業務委託仕様書

1 委託業務の名称

株式会社ポケモン等と連携した観光誘客・周遊促進企画にかかるプロモーション業務

2 業務の目的

三重県では、株式会社ポケモンと締結している包括連携協定により、「ポケモンローカル Acts」(※)の取組を活用し、みえ応援ポケモンの「ミジュマル」とともに三重の魅力を発信するさまざまな取組を行っている。

本業務委託は、上記取組の一環として県が実施する観光誘客・周遊促進企画のプロモーションを実施することにより、当該企画の認知向上及び参加者数増加を図ることで、最終的に三重県への観光誘客及び周遊促進につなげることを目的とする。

(※) 地域それぞれの「推しポケモン」(三重県はみえ応援ポケモン「ミジュマル」)が、各地の魅力を国内外に発信する活動を行っている。この取組により多くの人が各地域を訪れることで、地域とポケモン、それぞれのファンが増えることを目指している。

3 委託業務の実施期間

契約の日から令和9年3月31日(水)まで

4 委託業務の内容

三重県が株式会社ポケモンと連携して実施する観光誘客・周遊促進企画の認知向上及び参加者数増加を図るため、効果的なプロモーションを実施するとともに、企画の参加者向けにわかりやすい情報発信を行うこと。

(1) プロモーションを行う対象事業について

ア 事業概要

県内の観光スポットや「三重県×ミジュマル」関連スポットを巡る体験型周遊企画

※2種類の周遊コースを用意し、いずれも県内の隣接する2市程度を周遊させることを想定している。

イ 実施期間

周遊するコースごとに、以下の2期間での実施を予定している。

- ・コース①：令和8年8月初旬から令和9年2月末まで
- ・コース②：令和8年11月中旬から令和9年2月末まで

(2) 委託業務の内容について

ア プロモーションの実施

- ・主として県外在住者を対象に、本企画について認知させ、企画への参加を促すことができるようなプロモーションを実施すること。

- ・「企画の認知向上」「企画への参加促進」という2つのアプローチで、それぞれ具体的なターゲット（居住地・属性など）を明確にしたうえで効果的なプロモーションを実施すること。
- ・SNS・Web 広告等を活用したプロモーションを最低1種類は含めること。
- ・本企画終了後、各種プロモーションの実施結果・効果について報告すること。

イ ランディングページの制作

- ・本企画に関するランディングページ（特設サイト）を三重県観光連盟が運用する「観光三重」上に制作すること。
- ・県から提供するキービジュアルに合わせたデザインとすること。
- ・本企画開始前の7月中旬にページを公開するとともに、上記4（1）イの各コースの開始時期にあわせて掲載内容を更新する等、必要に応じて情報更新を行うこと。
- ・参加者向けのアンケートフォームを構築し、Web 上で回答できる設定とするとともに、回答データを県へ提供すること。

ウ 事務局の設置

- ・本企画の開催期間中、企画の円滑な実施をサポートするための事務局を設置し、参加者からの問い合わせやトラブル等に対応すること。
- ・上記事務局の運営を滞りなく実施できるよう、十分な体制を整備すること。
- ・メールだけでなく電話での問い合わせにも対応できる体制とすること。

※本事業の実施にあたって発生する全ての制作物のデザインは、各種素材の使用ルールやガイドライン等に準じて作成するとともに、三重県及び株式会社ポケモンと協議・調整の上決定すること。

5 報告書及び成果物の提出

(1) 納品物

次のアからウについて、紙媒体（原則としてA4版・両面印刷、長辺綴、1部）及び電子データにて提出すること。

ア 委託業務の実施結果を記載した「委託業務実績報告書」

※業務の履行状況が確認できるよう写真を用いること

イ 委託業務内で作成する画像データ等（イラストレーター、JPEGなどのデータを含む）

ウ その他実施内容の説明に必要と思われる資料

(2) 納入場所

三重県観光部観光誘客推進課

(3) 納入期限

令和9年3月31日（水）

6 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」

に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

7 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 三重県に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

8 その他

- (1) 本委託業務は、「ポケモンローカル Acts」の取組を活用したもので、三重県と株式会社ポケモンは、連携協定の中で秘密保持契約を締結しており、外部に情報が漏洩することがないように厳しく求められているため、絶対に外部に知られることのないようにすること。又、委託業務以外の目的に使用することのないこと。どうしても業務上必要な場合は、事前に三重県に協議すること。

なお、委託期間が終了し又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (2) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- (3) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって委託者に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。
- (5) 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、委託者の検査後に支払うものとする。
- (6) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに委託者に報告し、その指示に従うこと。
- (7) 受託者は、受託者は業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を厳守しなければならない。
- (8) 委託者は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び

書面による検査を実施することができるものとする。

- (9) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応すること。
- (10) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。
- (11) 事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、委託者と協議して実施するものとする。